草津市高齢者福祉計画

草津市介護保険事業計画

草津あんしんいきいきプラン

第７期計画

（平成３０年度～平成３２年度）

【概要版】

平成３０年３月

草津市

「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現に向けて

わが国は急速な高齢化に直面しており、本市におきましても、昨年４月に高齢化率が 21％を超え、団塊の世代が 75 歳以上になられる平成 37（2025）年には、65 歳以上の高齢者数が３万１千人、高齢化率は 22.6%に達すると予測しています。こうした中、誰もが住み慣れた地域で、自らの有する能力を生かし、生きがいをもちながら自立した生活を送れることが求められています。本市は、誰もが健幸になれるまちを目指した「健幸都市づくり」を進めるとともに、年齢や分野にかかわらず、すべての世代が共に支え合い、安心して暮らすことのできる「地域共生社会の実現」を目指しております。

本計画では、平成 37（2025）年を見据えて、高齢者があらゆる世代とともに安心していきいきと暮らせる社会の実現のために、「地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築」、「健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進」、「介護予防の推進」、「高齢者の住まい・生活環境の整備の推進」、「サービスの質の向上と円滑な利用の推進」、「認知症対策の推進」の６つの基本目標を定めました。また、基本理念に掲げております「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」の実現には、市行政の取り組みだけでなく、市民の皆様をはじめ、関係団体など多くの方々による主体的な取り組みや、相互の連携が不可欠となりますので、より一層の御理解、御支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御協力いただきました市民の皆様ならびに関係各位に心から感謝申し上げますとともに、貴重な御意見、御提言をいただきました「草津市あんしんいきいきプラン委員会」の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年３月

草津市長　橋川　渉

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の性格 2
３　日常生活圏域 3
４　計画の策定体制 4
５　計画の期間 4
６　国の基本方針（制度改正の内容）について 4

第２章　高齢者等の現状と将来推計 5

第３章　第６期計画における事業の実績と評価 6

１　地域包括ケアシステム構築の推進 6
２　介護予防の推進 7
３　認知症対策の推進 7
４　高齢者の住まい・居住環境の整備の推進 8
５　介護サービスの質の向上と円滑な利用の推進 8
６　高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進 9
７　市民の健康づくりの推進 9

第４章　計画の基本的な考え方 10

１　基本理念 10
２　基本目標 12
３　目標数値 14

第５章　あんしんいきいきプラン 15

１　地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築 15
２　健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進 17
３　介護予防の推進 19
４　高齢者の住まい・生活環境の整備の推進 20
５　サービスの質の向上と円滑な利用の推進 21
６　認知症対策の推進 22

第６章　介護保険の事業費の見込み 25

１　サービス見込量の算定 25
２　施設サービス等の整備量 27
３　介護保険総事業費と介護保険料 28

第７章　計画の推進 30

１　計画推進における各主体の役割 30
２　計画の進行管理 30
３　計画の周知 30

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国では、高齢者の増加が他国に例をみないスピードで進んでおり、内閣府の平成 29 年版高齢社会白書によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は 27.3%で、国民の約４人に１人が高齢者となっています。

高齢者人口は、「団塊の世代（昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間に出生した世代）」が 65 歳以上の前期高齢者となった平成 27 年に 3,387 万人となり、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37（2025）年には 3,677 万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成 54（2042）年に 3,935 万人でピークを迎え、その後減少に転じると推計されています。また、要介護率が高くなる後期高齢者は、平成 12 年の介護保険制度施行当時、約 900 万人と総人口比約 7%から、平成 37（2025）年には 2,180 万人と総人口比約 18%に急増すると見込まれ、今後も現在の介護保険の給付水準を維持した場合、介護保険料、介護給付総額は共に上昇を続け、平成 37（2025）年には大幅に膨らむものと予測されています。

これに対し、国はこれまでに介護保険法の改正を断続的に行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を構築し、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37（2025）年を目途に、地域包括ケアシステムを構築することを示してきました。

さらに、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組みを推進するとともに、公的な福祉サービスと協働して、世代を超えて共に支え合い安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を図り、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが包括的に提供されるようにすることが求められています。

一方、本市においては、現在、全国や滋賀県の平均と比べると高齢化率は低くなっていますが、高齢者人口は増加を続け、平成 21 年度には 12%だった高齢化率は、平成 28 年度には 21%を超えました。今後、特に 75 歳以上の後期高齢者が増加するとともに、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢夫婦のみ世帯の増加も予想され、支援を要する高齢者が増加することが見込まれます。

こうした中、第６期計画で掲げた「本市がめざす地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、すべての高齢者があらゆる世代の市民とともに安心していきいきと暮らせる社会を目指し、「草津あんしんいきいきプラン第７期計画」を策定します。

2　計画の性格

本計画は、草津市の高齢者福祉計画および介護保険事業計画として一体的に策定するもので、従前計画である「草津あんしんいきいきプラン第６期計画」を引き継ぐものです。また、平成37（2025）年の介護需要、サービス種類ごとの量の見込みやそのために必要な保険料水準を推計するとともに、第７期から第９期における段階的な充実の方針とその中での位置付けを明らかにし、第７期計画において、具体的な取組み内容やその目標を計画に位置付けます。

本計画は、「第５次草津市総合計画」および「草津市健幸都市基本計画」を上位計画とし、「草津市地域福祉計画」における地域共生社会の実現に向けた取組みを、高齢者の福祉分野においても進めるとともに、「健康くさつ 21」および高齢者保健福祉に関連する他分野の計画と調和のとれた計画とします。

本計画は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定を根拠とし、計画策定にあたっては、国の策定指針および県の関連計画を踏まえています。

草津あんしんいきいきプランと他計画との関係

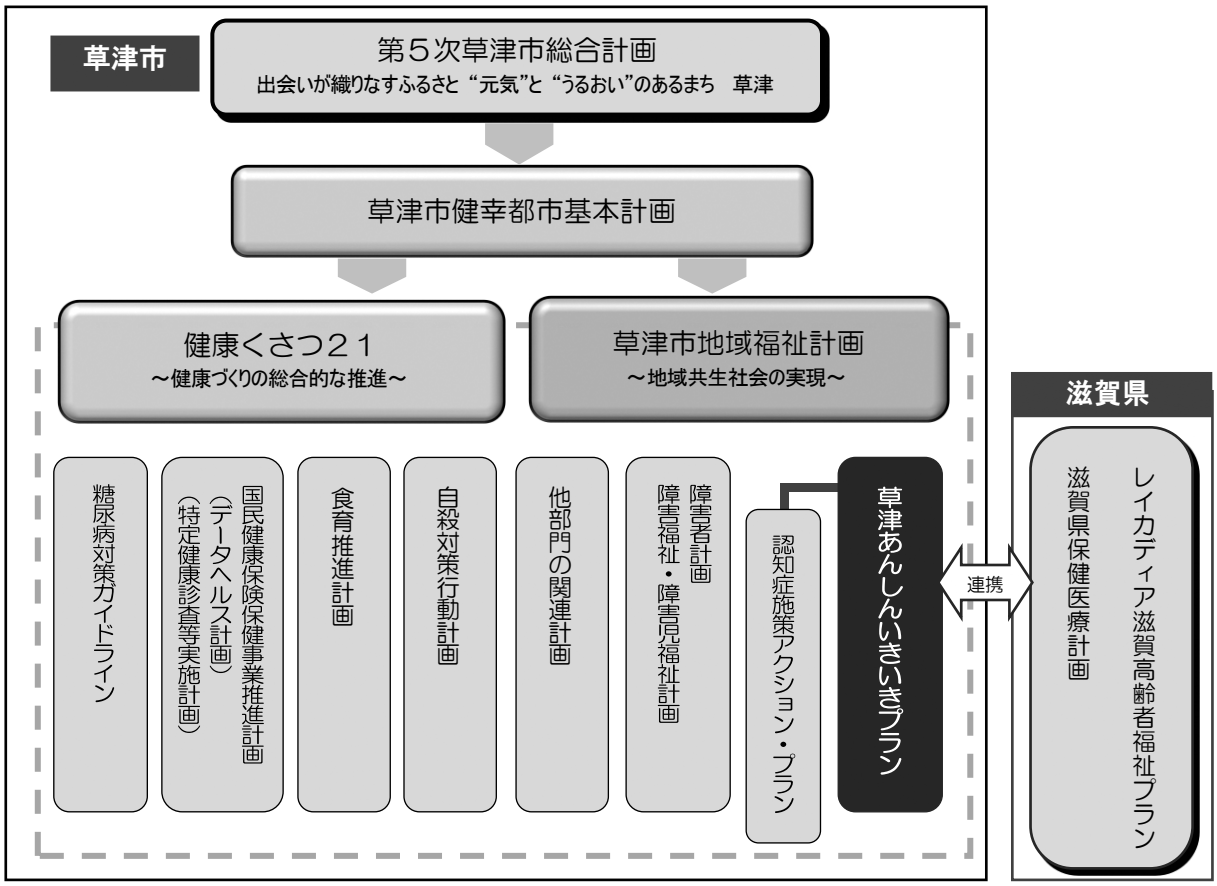

3　日常生活圏域

本市では、従前計画からの「小学校を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取組みの継続・発展の観点から、中規模である中学校区（６学区）を日常生活圏域とする」との考え方を踏襲し、第７期計画においても中学校区を日常生活圏域とします。

【図表１ 日常生活圏域の概要】

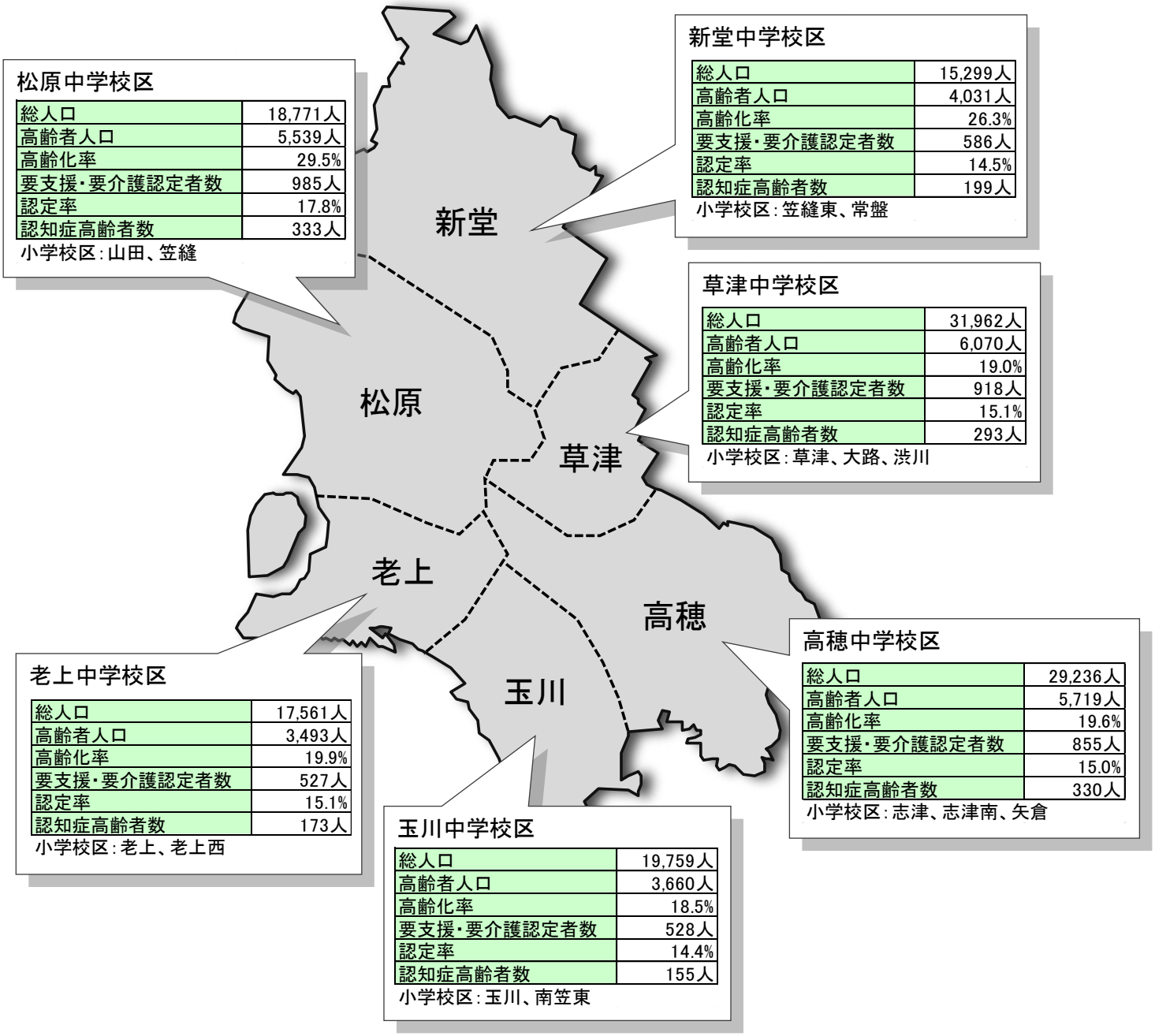

資料：総人口、高齢者人口は住民基本台帳、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数は草津市資料

※時点は平成 29 年 10 月 1 日現在

4　計画の策定体制

■策定委員会の開催

学識経験者や保健医療・福祉関係者、公募による被保険者代表者等が参画する「草津市あんしんいきいきプラン委員会」において審議を行い、幅広い意見の反映に努めました。

■高齢者の現状を把握するための実態調査の実施

本市の高齢者の現状などを把握するために、アンケートおよび聞き取りによる実態調査を実施し、地域の実態把握、課題抽出等に努めました。

（草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、草津市在宅介護実態調査）

■パブリックコメントの実施

計画案を公開し、パブリックコメントを実施し（実施期間：平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 22 日）、広く市民の意見を聴取し、計画への反映に努めました。

5　計画の期間

本計画の計画期間は平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3か年です。

6　国の基本方針（制度改正の内容）について

平成29年度の介護保険制度の改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、以下の制度改正がなされました。

Ⅰ　地域包括ケアシステムの深化・推進

1　自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組みの推進

2　医療・介護の連携の推進等

3　地域共生社会の実現に向けた取組みの推進等

Ⅱ　介護保険制度の持続可能性の確保

4　２割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を３割とする

5　介護納付金への総報酬割の導入

第２章　高齢者等の現状と将来推計

住民基本台帳の人口を見ると、本市の平成29年10月１日現在の65歳以上人口は28,512人、総人口に占める高齢者人口の比率（高齢化率）は21.5％となっています。

計画期間である平成 30～32 年度においては、本市の総人口、高齢者人口はともに増加し、高齢者人口は 3 万人を超えると見込まれます。なお、長期的な推計によれば、平成 37（2025）年には、高齢者人口は３万１千人を超えるものと想定されます。

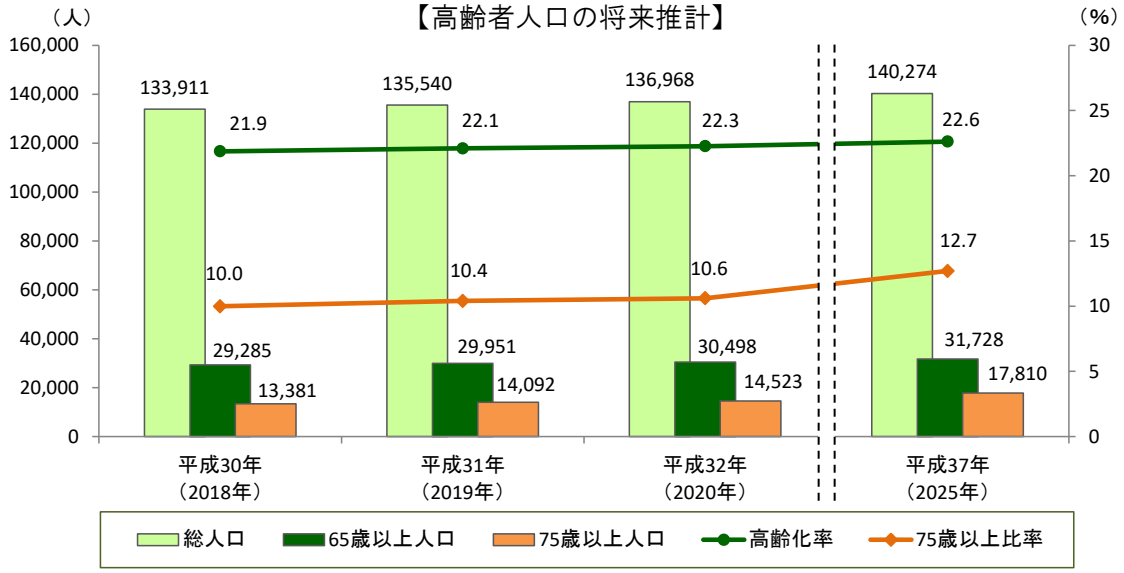

資料：草津市推計資料

本市の要支援･要介護認定者数は増加傾向で推移しています。要支援･要介護認定者数は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 4,537 人となっており、この５年間で１千人強の増加がみられます。

計画期間である平成 30～32 年度において認定者数は増加が続き、平成 32 年度には４千９百人を超えるものと見込まれます。なお、長期的な推計によれば、平成 37 年には５千８百人を超えるものと想定されます。

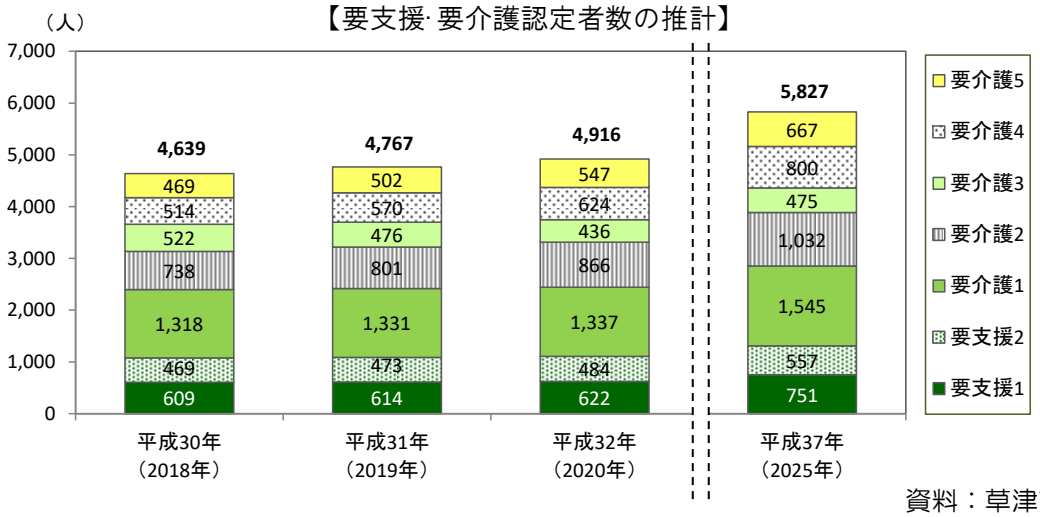

資料：草津市推計資料

第３章　第６期計画における事業の実績と評価

第６期計画では、地域において高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指していく計画として策定し、７つの基本目標を設定し取組みを進めました。

１　地域包括ケアシステム構築の推進

評価および今後の方向性

○地域密着型サービスの基盤整備や高齢者福祉サービス等の提供を通じて、高齢者が安心して在宅生活を継続することのできる取組みを進めた結果、各サービスを利用する方の人数も増えていますが、今後も各事業の現状把握を行いつつ、適宜必要な見直しを行ったうえで高齢者のニーズに合わせた展開を図っていく必要があります。

○「学区の医療福祉を考える会議」の開催等を通じて、地域課題の共有や地域ネットワークづくりを進めましたが、未開催学区もあり、関係者間の連携した取組みが必要です。

○高齢者数の増加、相談内容の複雑化・多様化が進む中、地域包括支援センターが担う役割は今後ますます大きくなることから、センターの機能強化に向けた検討が必要です。

○各種事業を通じて、地域や団体におけるサロン活動や見守り活動の取組みは進んでいますが、地域共生社会の実現も見据え、各関係機関や団体、地域住民が連携して高齢者を地域で「見守り・見守られ」、「支え・支えられる」ネットワークづくりなどについて、さらなる推進と計画的・効果的な展開を図っていく必要があります。

○在宅医療推進地域リーダー会議等を通じて、医療と介護の連携強化への取組みを進めていますが、今後、さらに在宅療養が必要となる高齢者の増加が見込まれることから、多職種の連携体制を強化し、医療と介護を一体的に提供できる体制を構築していく必要があります。

2　介護予防の推進

評価および今後の方向性

○いきいき百歳体操や草津歯（し）・口からこんにちは体操の実施団体は少しずつ増加するとともに、いきいき百歳体操サポーターの育成も進んでおり、介護予防の取組みは少しずつ広がっています。

○介護保険サービス未利用者への実態調査から、介護予防の必要がある人を適切なサービス利用につなげられたこと等により、要介護度の悪化を防止することができ、介護予防を進めることができました。

○要支援・要介護になる恐れのある高齢者や、要支援認定者への効果的な介護予防事業について検討を行い、より一層充実させていくことが必要になります。

○高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できる限り自立した生活を送ることができるよう、地域における介護予防の取組みがより一層進むための仕組みを市民・団体・行政が一体となって構築していく必要があります。

○元気な高齢者が地域での助け合い・支え合い活動の主体として活躍できる仕組みをつくり、高齢者の社会参加の促進を目指す取組みがますます重要です。

3　認知症対策の推進

評価および今後の方向性

○認知症に関する正しい知識の普及・啓発、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上とサービス事業所の資質の向上、早期に相談がしやすい体制づくり等、計画的に取組みを進めることができました。

○「認知症があっても安心して暮らせるまちの実現」に向けて、引き続き、計画的に各施策を着実に推進していく必要があります。

○「認知症の人や介護者の視点の重視」を施策推進の全体にかかる理念としつつ、関係機関と連携し、認知症高齢者の日常生活全体を支えることができるよう地域ぐるみで取組みを実施していく必要があります。

4　高齢者の住まい･居住環境の整備の推進

評価および今後の方向性

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備に伴い、入所待機者の一定の解消を図ることができましたが、依然として介護老人福祉施設への入所を希望される人が多数おられる現状があります。

○住宅分野において高齢者施策を展開する中で、高齢者に配慮した住宅のバリアフリー化を進めることにより、高齢者が安心して暮らせる住まいの整備を進めることができました。

○「住まい」や「居住環境」の整備は地域包括ケアシステムの中核をなすものであり、身体状況に応じ必要な人に適切な「住まい」や「居住環境」、「施設サービス」が提供されるよう今後も計画的な取組みに向けた検討が必要です。

○サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向けの住まいの整備が進んでいますが、入居者に対し、適切な管理や運営、サービス提供がなされるよう、市の福祉部局や住宅部局、関係機関等が連携し安心して生活できる環境が確保される取組みが必要です。

○介護をするためにやむを得ず離職する方（家族）への支援について、施設サービスの基盤整備を含め検討を行う必要があります。

5　介護サービスの質の向上と円滑な利用の推進

評価および今後の方向性

○「高齢者をささえるしくみ」については、紙面の構成を見直すなどにより、市民によりわかりやすく介護保険制度等を理解してもらうことに努めました。

○介護給付適正化事業については、平成29年度から新たに「介護給付通知」を実施し、不適切な給付の削減に努め、介護保険制度の信頼性を高めました。

○利用者が安心してサービスを利用できるよう、利用者やその家族の立場に立った相談・苦情などへの対応やサービス事業所の事業所情報の公開などに取り組み、更なる介護サービスの質の向上や円滑な利用への支援を図る必要があります。

○利用者が安心してサービスや事業所を選択し、利用できる環境を引き続き整えていく必要があります。

6　高齢者の生きがいづくり･社会参加の促進

評価および今後の方向性

○「まちづくり講座」や「やすらぎ学級」などの各種講座の参加者数は年々増加しており、仲間づくりや生きがいづくり、地域づくりなどについて考える機会の充実と意識の向上が図れています。

○地域サロン数は増加傾向にあり、身近な地域で支え合う関係づくりが進んでいます。

○社会と関わりをもつことは、他者との絆を生み出し、高齢者の生きがいづくりや介護予防にもつながることから、高齢者の社会参加の機会の充実や、地域における高齢者の活動の場づくり、地域包括ケアシステムの担い手育成や組織化などの取組みに対し積極的な支援を行い、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

○75 歳以上ドライバーの運転免許証の更新時における認知機能検査の義務化といった道路交通法の改正や、免許証の自主返納の推奨などに伴い、今後、自家用車を利用できない、しない高齢者の増加が見込まれることから、買い物や通院など、高齢者の日常生活における移動手段の検討が必要です。

7　市民の健康づくりの推進

評価および今後の方向性

○「健康くさつ 21（第２次）」や「第２次草津市食育推進計画」に基づき、各事業を展開し、広く健康づくりや食育推進に対する意識の醸成を図ることができました。今後においても、「自らの健康は自らがつくる」という意識を一人ひとりが持ち、年齢や健康状態等に応じて、具体的な行動が実践できるよう、市民が生きがいをもち、健やかで幸せに暮らし続けられる環境・仕組みづくりを構築していく必要があります。

○高齢期を健やかに過ごすためには、特定健診等の定期的な受診や特定保健指導などを通じて、生活習慣病の予防および早期発見・早期治療を強化していく必要があります。

○特に、高齢期における健康は、日々の食生活や運動、休養等の生活習慣に大きく影響されるため、個人が自分に応じた適切な生活習慣を若い頃から身に付けることが大切であり、高齢期を迎える前の世代への取組みを進めていく必要があります。

第４章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画では、「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を目指しています。この理念は、長期的に本市が目指すべき高齢社会の姿を示すものであり、普遍性を有していることから、本計画においてもその理念を継承し、理念の実現に向けた取組みを進めていくこととします。

また、計画の推進にあたっては、市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあうまちづくり、高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力あるまちづくり、住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできるまちづくりを基本とします。

すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり

- 市民一人ひとりがお互いを尊重しあい、思いやりの心を持って支えあうまちづくり
- 高齢者が豊かな心で生きがいを持って社会参加のできる明るく活力あるまちづくり
- 住み慣れた地域や家庭で自立した生活を尊厳を持って送ることのできるまちづくり

本計画は、第６期計画の取組みや方向性を継承し、団塊の世代がすべて75歳以上となり、介護等の需要の急増が想定される平成37（2025）年を展望しながら、高齢者があらゆる世代の市民とともに住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域において高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る各種取組みを重点的に進めていきます。さらに、「草津市地域福祉計画」において、地域共生社会の実現に向けて定めた「地域における福祉に関して共通して取り組むべき事項」を、高齢者福祉の観点からも進め、あらゆる世代が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

◀◁◀地域における福祉に関して共通して取り組むべき事項▶▷▶

〇世帯全体の様々な課題を包括的に把握・対応する体制の構築

〇分野横断的な福祉サービスの展開

〇産学公民が連携した取組みの推進

〇全庁的な連携体制の構築

また、支援の必要な高齢者を支えるために、草津市が進める協働のまちづくりにおける「自助・共助・公助」の観点から、行政だけでなく、高齢者自身およびその家族、市民、団体、ボランティア、介護サービス事業所や医療機関など、関係する主体が力を合わせ、連携・協働のもとで地域づくりを進めます。

2　基本目標

介護ニーズの増大が見込まれる平成37（2025）年に向け、サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供できる体制を整えるとともに、高齢者が自らの介護予防や要介護状態の重度化防止に向けた取組みに積極的に参加できる仕組みづくりが求められます。また、地域の実情に応じた高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化や、地域における生きがいづくり、社会参加を促進する仕組みづくりも求められる中、これらのことを総合的に取り組むことで地域包括ケアシステムを深化・推進し、あらゆる世代が共に支え合い、安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。こうしたことから、本市では、基本理念のもとに、次の６つの基本目標を定め、取組みを進めていくこととします。

６つの基本目標

- **1．地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築**
- **2．健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進**
- **3．介護予防の推進**
- **4．高齢者の住まい・生活環境の整備の推進**
- **5．サービスの質の向上と円滑な利用の推進**
- **6．認知症対策の推進**

基本目標１　地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築

●地域で助け合える基盤となるネットワークづくりや、住民の主体性・自発性をもった活動が生み出されるよう支援し、高齢者の在宅生活を支える包括的な仕組みづくりを推進するとともに、医療と介護をはじめ、多職種が連携して、在宅医療基盤の整備と充実を図り、あわせて、これら地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

●地域住民による支え合いと公的支援が連動しながら、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、様々な課題を包括的に把握・対応する「丸ごと」の仕組みを構築するとともに、分野横断的な福祉サービスの展開や産学公民が連携した取組みを推進することによって、切れ目のない支援の実現を目指します。

基本目標２　健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進

●誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせる「健幸都市」の実現を目指して、地域活動やまちづくりなどの住民主体の総合的な取組みを推進します。あわせて、「健康くさつ21（第２次）」に基づき、健康寿命の延伸や健康格差の縮小に向けた取組みを推進します。

●高齢者の社会参加の機会の充実や地域における活動の場づくりなどを進めるとともに、地域包括ケアシステムの担い手育成や組織化などの取組みに対し、積極的な支援を行います。

基本目標３　介護予防の推進

●介護保険制度の理念である「自立支援、介護予防・重度化防止」の推進に向けて、高齢者の自立支援や介護予防に関する取組みを充実します。

●「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」の定着を図りながら、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や、要支援者への効果的な介護予防事業の一層の充実を進めるとともに、多職種連携による取組み等を通じて、ケアマネジメントの充実と質の向上を図ります。

●高齢者が身近なところで介護予防に取り組める「通いの場」を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となるよう、社会参加の機会づくりを進めます。

基本目標４　高齢者の住まい・生活環境の整備の推進

●高齢者の身体状況や生活環境などの変化に対応した適切な住まい・居住環境が確保され、高齢者が安心して生活を送ることのできる環境整備に向けた取組みを推進します。

●高齢者に必要なケアを提供する「住まい」として介護保険施設が果たす役割は大きいことから、引き続き適正な整備に向けた取組みを進めます。

●施設等のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、歩道の整備、段差・勾配の改善等、高齢者が活動しやすいまちづくりに向けた取組みを推進します。

基本目標５　サービスの質の向上と円滑な利用の推進

●高齢者の状況に応じたきめ細かいサービス提供ができるよう、サービスの充実を進めるとともに、適切なケアマネジメントの実施に向けて、ケアマネジメント力の資質向上に努めます。

●利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、利用者の立場に立った相談・苦情などへの対応や、サービス提供事業所の情報公開などの体制を充実するとともに、介護保険制度が適正に運用されるように、介護給付の適正化に資する取組みをより一層推進します。

●介護サービス等の提供を担う人材の確保と育成に向けた取組みを強化し、適正で円滑なサービスが提供される体制づくりを推進します。

基本目標６　認知症対策の推進

●認知症の人やその家族の視点を重視しつつ、認知症への理解を深めるための普及・啓発、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、若年認知症施策の強化、認知症の人の介護者への支援、権利擁護の推進を図ります。

●国の「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（新オレンジプラン）を踏まえつつ、認知症があっても安心して生活できるまちの実現に向けて、「草津市認知症施策アクション・プラン」を策定し、計画的に取組みを進めていきます。

３　目標数値

６つの基本目標に基づく取組みの相乗効果により、『すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり』を目指すこととし、目標を以下のとおり設定します。

目標数値１

“『あんしん』して高齢期を生活できる”と思う市民の割合を増やします！

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度

「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値		第７期計画目標値		目標値
20.9 %	→	25.0 %	→	30.0 %
（2016 年度）		（2020 年度）		（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

目標数値２

“高齢期を『いきいき』と暮らすことができる”と思う市民の割合を増やします！

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度

「満足」「やや満足」と回答した割合

現状値		第７期計画目標値		目標値
25.8 %	→	30.0 %	→	35.0 %
（2016 年度）		（2020 年度）		（2025 年度）

【草津市のまちづくりについての市民意識調査】

第５章　あんしんいきいきプラン

基本目標１　地域包括ケアシステムの深化・推進体制の構築

(1)地域ケアネットワークの構築　重点施策

○住民が地域の関係者を交えて地域の課題を共有し、「我が事」と捉え、課題解決に向けて話し合う場を持ち、高齢者をはじめ、生活上の困難を抱える要援護者を地域で「見守り・見守られ」、「支え・支えられる」ネットワークづくりを進めます。

○小地域ネットワーク活動、民生委員・児童委員、老人クラブ、隣保館における見守り、地域サロン活動などの充実を進めます。

○育児と介護に同時に直面する世帯や障害をもつ子と介護が必要な高齢の親世帯など、複合化・複雑化した課題を抱える個人や家庭に対する適切な支援・対応を行うために、相談支援機関・地域・行政が連携し、総合的な支援体制の整備を検討します。

具体的事業	
[1]「学区の医療福祉を考える会議」の推進	[5]老人クラブ活動への支援
[2]生活支援体制整備事業の推進	[6]地域サロン活動の充実
[3]小地域ネットワーク活動の推進	[7]隣保館における健康福祉事業の推進
[4]民生委員・児童委員における見守り活動の促進	[8]ケアマネジャーへの支援
	[9]事例情報などの収集・発信

■重点施策にかかる目標の設定

地域の暮らしの問題を「我が事」と捉えて話し合える場を増やします！

【生活支援体制整備事業における協議体設置数】

現状値		目標値
0 学区	→	**14** 学区
（2016 年度）		（2020 年度）

※重点施策「(2) 助け合い・支え合い活動の充実」についても同様の目標値とします。

(2)助け合い・支え合い活動の充実　重点施策

○介護予防・生活支援サービス事業では、専門的なサービスが必要な方に対しては有資格の訪問介護員等から必要なサービスを提供するとともに、深刻化する介護人材不足を背

景に、介護の担い手のすそ野を拡げる取組みとして、生活援助サービスの提供者の資格要件等の基準を緩和したサービスを新たに設け、支援を必要とする高齢者の個々の状態に応じた介護予防・生活支援サービスの提供に努めます。

○助け合いの基盤となる、ネットワークの構築や、地域の困りごとや助け合いの必要性について住民同士の共感を進め、その中から住民の主体性・自発性を持った活動が生み出されるよう支援します。

具体的事業	
[10]介護予防・生活支援サービスの充実 [2]生活支援体制整備事業の推進（再掲）	[11]地域支え合い運送事業、福祉車両貸出事業等の実施

(3)在宅医療・介護連携の推進 重点施策

○在宅療養を支えるためには、診療所や地域の病院、訪問看護事業所、介護サービス事業所等の多くの主体の連携が必要であり、医療・介護の関係者が、相互理解や知識を深め、多職種間の連携を十分に図っていくために、「顔の見える関係」の構築を進めるとともに、多職種それぞれが相互に安心して役割を発揮するための体制の構築を図り、切れ目のない医療・介護の仕組みづくりを進めます。

○地域住民に対しては、限りある医療資源を有効に活用できるよう、的確な情報提供や分かりやすい啓発を行っていくとともに、かかりつけ医の普及促進など、地域住民の在宅医療の知識を深めるとともに、医療・介護の提供体制を充実させ、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供を受けながら自分らしい生活を続けることができる基盤を構築します。

具体的事業	
[12] 在宅医療・介護連携の推進	[13] かかりつけ医等普及促進事業の推進

■重点施策にかかる目標の設定

医療と介護が必要になっても、その人らしい暮らしを支えます！

【入退院時における医療機関とケアマネジャーの連携割合】

現状値		目標値
70.9%	→	**80.0%**
（2016 年度）		（2020 年度）

※医療との連携に関するアンケート調査（滋賀県調査【草津市分】）

(4)地域包括支援センターの機能強化

○地域包括支援センターの事業にかかる評価から明らかになった課題等を踏まえ、事業の質の向上を図るとともに、現状の業務の見直しを行い、業務の最適化を図ることで、地域包括支援センターの運営の充実と機能強化に向けた取組みを進めます。

○地域が抱える課題の解決に向けては、地域包括支援センターと様々な関係機関や専門職が連携・協働した取組みを進めていくことが重要であることから、総合的な相談体制の充実・強化に向けた取組みを進めます。

○地域ケア会議を重ね、課題を抱える高齢者を多職種で連携して支援するネットワークづくりを進めます。

具体的事業	
［14］地域包括支援センターの機能強化	［17］介護予防支援事業（ケアマネジメント）・地域ケア会議の推進
［15］総合相談機能の強化	
［16］地域包括支援センターに適切に相談がつながる仕組みづくり	

基本目標２　健康づくり・生きがいづくり・社会参加の促進

(1)市民の健康づくりの推進

○生活習慣病の予防とあわせ、治療が必要な人を早期に発見し、医療機関受診につなげるために、特定健診・特定保健指導の受診を推進する必要があります。

○高齢者の健康づくりにおいて、生活習慣病の予防、ヘルスプロモーションを通じた豊かな人生の創出といった観点を組み込んだ取組みを進めます。

○高齢者が健やかな生活を送ることができるような健康づくりのメニューの充実や普及・啓発を推進します。

○本市が保険者として保有している医療保険および介護保険にかかるデータの分析を行うとともに、部局横断的な議論の場を設置し、事業連携等を行うことによって、地域の健康づくりに向けた取組みを進めます。

具体的事業	
［18］「健康くさつ21（第２次）」の推進	［21］医療費適正化対策事業
［19］第３次草津市食育推進計画の推進	［22］みんなでトークなどの実施
［20］地域の特性に応じた健康づくりの推進	［23］健康推進員による健康づくり活動

(2)社会参加・学習活動の促進

○高齢者の関心が高い生涯学習やスポーツ、レクリエーション活動などの事業の充実を図ります。

○地域で活躍するボランティア人材を育成するなど、学習成果が地域活動などにつながっていく講座の充実を図ります。

具体的事業	
[24] 生涯学習などの活動の場や機会の充実	[27] 長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷を活用した社会参加、生きがい学習活動等の推進
[25] 地域が豊かになる学びの場の充実	[7] 隣保館における健康福祉事業の推進（再掲）
[26] 地域協働合校推進事業	

(3)生きがいづくり・活躍の場づくり 重点施策

○地域まちづくりセンターなどの地域における拠点施設を効果的に活用し、高齢者自らが活動できる場や、地域活動がしやすい機会の創出（きっかけづくり）など、自主的活動の支援を行います。

○就労を希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験が生かされる就労機会の提供に努めます。

○高齢者が他の世代とともに地域を支える仕組みづくりを進めるとともに、高齢者を支えるネットワークに高齢者自身が参画する仕組みづくりを目指します。

具体的事業	
[28] 高年齢者労働能力活用事業	[5] 老人クラブ活動への支援（再掲）
[29] 地域における拠点施設の活用促進	[6] 地域サロン活動の充実（再掲）
[30] 高齢者の生きがいづくりの推進	

■重点施策にかかる目標の設定

地域での活動に参加する高齢者の割合を増やします！

【地域での活動に参加する高齢者の割合】

現状値		目標値
71.4%	→	**80.0%**
（2016 年度）		（2020 年度）

※草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

基本目標３　介護予防の推進

(1)介護予防活動の地域展開　重点施策

○介護予防が社会への関わりの中で展開されるよう、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

○高齢者が自らの健康状態を認識し、知識や経験に応じた主体的な介護予防活動が地域の中で促進されるよう、新たな介護予防の自主活動グループの育成を図るとともに、既存の自主活動グループの活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

○地域全体への自立支援・介護予防に関する普及・啓発や事業の展開を図ります。

具体的事業	
［31］介護予防応援事業の推進	［32］介護予防の必要性についての周知

■重点施策にかかる目標の設定

介護予防に取り組む地域の団体を増やします！

【いきいき百歳体操、草津歯口からこんにちは体操、転倒予防教室実施団体数】

現状値		目標値
230 団体	→	**250 団体**
（2016 年度）		（2020 年度）

(2)介護予防事業の充実

○要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者や、要支援者への効果的な介護予防事業の一層の充実を進めます。

○高齢者の身体状態等の回復だけでなく、高齢者本人の意欲を引き出す、自立支援に資するケアマネジメントを推進するために、ケアマネジャーのケアマネジメントの質の向上に向けた取組みを進めます。

具体的事業	
［33］通所型短期集中予防サービス	［17］介護予防支援事業（ケアマネジメント）・地域ケア会議の推進（再掲）
［34］訪問型短期集中予防サービス	

基本目標４　高齢者の住まい・生活環境の整備の推進

(1)高齢者の住まいの整備

○高齢者のニーズに応じた適切な多様な住まいが確保され、安心して生活を送ることのできる環境整備に取り組みます。

○特別養護老人ホームの入所が必要であるにもかかわらず自宅で生活している方や、介護のためにやむを得ず離職する方をなくすため、特別養護老人ホームを整備します。なお、整備にあたっては、ユニット型個室の整備を推進してきましたが、入所費用が比較的に安価な多床室の整備についても検討します。

○日常生活の場となる住宅について、身体機能が低下した場合でも生活に支障のないようにバリアフリー化等の居住環境の整備を進めます。

○福祉部局と住宅部局が連携し、サービス付き高齢者向け住宅が適切に供給され、質の高いサービスが適切に提供されるよう、取組みを進めます。

具体的事業	
[35] 特別養護老人ホームの整備	[36] 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

(2)高齢者が住みよいまちづくり

○高齢者等すべての人が安心して外出し、公共施設が利用できるよう、高齢者等に配慮した公共施設や道路などの整備を推進します。

○公共交通機関の空白地や不便地の解消、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通を確保するため、公共交通ネットワークの構築に向けた取組みを進めます。

具体的事業	
[37] バリアフリー基本構想に掲げる事業の推進	[39] 道路のバリアフリー化の推進
[38] 高齢者が安心して暮らせるまちづくりの実現（ユニバーサルデザイン化の促進）	[40] 公共交通ネットワークの整備

基本目標５　サービスの質の向上と円滑な利用の推進

(1)在宅生活を支えるサービスの充実

○介護保険サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じた在宅サービスの提供および要介護高齢者を介護する家族に対する支援を行います。

○高齢者の多様な生活ニーズに対応するために、サービスの充実に努めるとともに、介護保険制度の改正や高齢者を取り巻く環境の変化等に迅速に対応し、適宜必要な見直しを行います。

○介護者が不安なく在宅での介護を行っていくためには、介護サービスや高齢者福祉サービスを上手く組み合わせて提供していく必要があることから、利用者に対し、適切なマネジメントがなされるようケアマネジャーへの資質向上等に向けた取組みを進めます。

具体的事業	
[41] 高齢者福祉サービスの充実	[45] 福祉機器リサイクル事業
[42] すっきりさわやかサービス	[46] 高齢者電話訪問事業
[43] ナイトデイサービス	[8] ケアマネジャーへの支援（再掲）
[44] 生活管理指導短期入所	

(2)介護保険サービスの円滑な利用の推進

○サービスを必要とする人が必要な時に円滑に利用できるよう、「高齢者をささえるしくみ」の配布や広報くさつ・市ホームページへの掲載などを通じた啓発活動を引き続き行います。

○利用者やその家族の立場に立った相談体制の充実を図るとともに、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議等を活用し、利用者に対し、より良いサービスが提供されるよう取組みを進めます。

具体的事業	
[47] 介護保険制度についての啓発	[50] ホームページなどを活用した介護サービス事業所情報の提供
[48] 苦情相談体制の充実	
[49] 介護事業所に対する利用者や家族の意見の伝達	

(3)介護給付適正化事業の推進

○介護保険制度の信頼性を高め、介護保険サービスを利用すべき利用者が適正な介護保険サービスを享受できるように、引き続き介護（予防）給付適正化事業に取組みます。

具体的事業	
[51] 要介護認定適正化の実施	[54] 医療情報との突合・縦覧点検の実施
[52] ケアプラン点検の実施	[55] 介護給付費通知の実施
[53] 住宅改修点検の実施	

■介護給付等に要する費用の適正化に関する目標

介護サービスの適切な確保を図るとともに、不適切な給付を削減し、
介護保険制度の信頼感を高めます！

目標

介護給付適正化主要５事業を継続して実施します。

(4)介護人材の確保

○不足する介護人材を確保するため、介護の仕事の魅力発信を図るなど、人材の新規参入の促進や有資格者の掘り起こしに向けた取組みについて検討します。

○介護職に就いた人材が長く働くことができるよう、介護職のキャリアアップへの支援や働きやすい環境づくり、労働負担の軽減に向けた支援などについて検討します。

具体的事業
[56] 介護人材の確保に向けた取組みの検討

基本目標６　認知症対策の推進

(1)認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

○引き続き、あらゆる機会を活用し、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を推進するとともに、地域住民が認知症を我が事として捉え、認知症の人を地域で支えるまちづくりが加速するような取組みを進めます。

○普及・啓発をはじめとした認知症施策全般の推進にあたっては、推進役として認知症地域支援推進員を配置し、地域の現状や課題を踏まえた活動方針・方向性の立案や施策展開など、認知症施策全般を横串で捉えた取組みを進めます。

具体的事業	
[57] 認知症サポーターの養成	[59] 認知症地域支援推進員の活用
[58] 認知症市民講座の開催	

(2)認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

○認知症の人とその家族が地域から孤立することなく、地域社会全体で見守り支える体制づくりなど、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

具体的事業	
[60] 地域見守り体制の充実・強化	[62] 地域密着型サービス事業者と地域の交流推進
[61] 徘徊ＳＯＳネットワークの拡充	

(3)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

○認知症の人への気付きや対応力の強化や、支援につながる環境の整備・充実を進めます。

○認知症の容態に応じて、適時・適切に切れ目なく、最もふさわしい場所で、医療・介護の役割分担と連携のもと、円滑に支援が提供される循環型の仕組みを構築していきます。

○介護の能力を高め、対応力を広げるための質の向上への支援を行います。

具体的事業	
[63] 認知症の発症予防の啓発	[66] 認知症の人にかかるケアマネジメントとサービスの質の向上
[64] 認知症への気付きと対応力の強化	[67] 認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施
[65] 認知症初期集中支援チームの効果的な運用	[12] 在宅医療・介護連携の推進（再掲）

(4)若年性認知症施策の強化

○県が実施する事業を活用しながら、若年性認知症の人や介護者に対する支援策を検討します。

具体的事業
[68] 若年性認知症の人の支援

(5)認知症の人の介護者への支援

○認知症の人を支える家族が地域で孤立せず、住み慣れた地域で安心して生活を維持できるよう、介護者の負担を軽減する支援を推進します。

具体的事業	
［69］介護者の負担軽減のための相談窓口の周知・啓発	［71］本人・介護者が集える居場所の支援
［70］介護者の負担軽減のための支援の充実	［72］地域に根ざした介護者への支援の検討

(6)権利擁護の推進

○判断能力が十分でない認知症高齢者の権利や財産を守る取組みを推進します。

○介護者が孤立することがないよう、地域で見守る基盤づくりや、支援者の連携・協力体制を築き、高齢者虐待の防止・早期対応を行います。

具体的事業	
［73］成年後見制度の活用の促進	［75］地域福祉権利擁護事業利用支援
［74］高齢者虐待防止への取組みの推進	

第6章　介護保険の事業費の見込み

1　サービス見込量の算定

計画期間における要支援・要介護認定者数、サービス基盤の整備方針などを踏まえ、サービス利用量を次のように見込みます。

【介護サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
訪問介護	回/月	11,445	11,989	11,993	15,896
訪問入浴介護	回/月	177	197	195	325
訪問看護	回/月	2,285	2,480	2,510	3,579
訪問リハビリテーション	回/月	596	666	697	1,149
居宅療養管理指導	人/月	319	362	409	552
通所介護	回/月	9,086	9,797	10,004	12,602
通所リハビリテーション	回/月	2,478	2,669	2,744	3,439
短期入所生活介護	日/月	2,178	2,420	2,421	3,297
短期入所療養介護(老健)	日/月	275	333	377	472
短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0
福祉用具貸与	日/月	1,310	1,372	1,375	1,716
特定施設入居者生活介護	人/月	52	52	52	52
特定福祉用具購入費	人/月	26	27	26	33
住宅改修費	人/月	22	24	24	30
居宅介護支援	人/月	1,907	1,986	1,976	2,436

【介護予防サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	367	438	506	962
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	56	56	56	64
介護予防居宅療養管理指導	人/月	22	30	40	60
介護予防通所リハビリテーション	人/月	49	50	52	61
介護予防短期入所生活介護	日/月	6	6	6	9
介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	6	6	6	6
介護予防福祉用具貸与	人/月	340	352	359	423
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	10	10	10	13
住宅改修費	人/月	12	13	13	15
介護予防支援	人/月	516	527	543	639

【地域密着型サービスの見込量（各年度の月平均）】

サービス種別	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	3	9	11	13
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	691	732	741	938
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	7	7	7	7
小規模多機能型居宅介護	人/月	163	181	186	244
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	18	18	18	21
認知症対応型共同生活介護	人/月	125	125	125	125
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1	1	1	1
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	126	126	145	145
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	18	21	24	30
地域密着型通所介護	回/月	3,765	4,757	5,435	6,670

【施設サービスの見込量（各年度の月平均）】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
介護老人福祉施設	人/月	417	417	548	548
介護老人保健施設	人/月	161	161	161	161
介護療養型医療施設（介護医療院）	人/月	73	73	73	73

【総合事業の見込量（各年度の月平均）】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
生活支援型訪問サービス	人/月	51	108	160	382
介護予防型訪問サービス	人/月	34	32	30	22
活動型デイサービス	人/月	72	154	228	545
介護予防型デイサービス	人/月	85	82	80	72

【市町村特別給付の見込量（各年度の月平均）】

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
すっきりさわやかサービス	人/月	964	1,012	1,063	1,356
支給限度額上乗せサービス	人/月	178	184	191	226
ナイトデイサービス	人/月	40	40	40	0

２　施設サービス等の整備量

施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の計画期間における整備については、次のように見込みます。

【施設サービスの整備量】

	単位	第6期計画までの整備量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	床	515	515	※646	646
介護老人保健施設	床	170	170	170	170
介護療養型医療施設（介護医療院）	床	100	100	100	100

※第７期計画期間中の必要整備量は150床と設定しますが、既存の介護老人福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護へ転換する19床を見込んでいます。

【地域密着型サービスの整備量】

	単位	第6期計画までの整備量	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症対応型共同生活介護	床	126	126	126	126
地域密着型特定施設入居者生活介護	床	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	床	126	126	※145	145

※既存の介護老人福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護へ転換する19床を見込んでいます。

３　介護保険総事業費と介護保険料

介護保険事業の総事業費は、介護保険サービスの給付費に高額介護サービス費などの費用を加えた標準給付費と、地域支援事業費等の合計額となります。介護保険サービスの給付費は、サービス見込量をもとに、サービス単価を乗じて積算することで算定されます。

第１号被保険者保険料の算定にあたっては、介護保険総事業費の23%に相当する額を第１号被保険者総数に配分した額が基本となります。保険料により負担する費用の合計（保険料収納必要額）は次のようになります。

【介護保険総事業費】

（円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 か年合計	平成 37 年度
標準給付費見込額	7,026,243,389	7,505,958,795	8,231,794,243	22,763,996,427	9,598,882,647
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	6,590,654,338	7,053,274,957	7,729,712,912	21,373,642,207	9,026,232,151
総給付費	6,595,656,000	6,977,851,000	7,556,959,000	21,130,466,000	8,825,662,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	5,001,662	8,310,255	8,613,104	21,925,021	11,245,737
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	83,734,212	181,367,016	265,101,228	211,815,888
特定入所者介護サービス費等給付額	228,291,000	235,922,000	281,646,000	745,859,000	334,047,000
高額介護サービス費等給付額	178,672,000	186,304,000	189,033,000	554,009,000	201,364,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,951,000	22,571,000	23,269,000	66,791,000	27,599,000
算定対象審査支払手数料	7,675,051	7,886,838	8,133,331	23,695,220	9,640,496
地域支援事業費	451,647,000	487,139,000	505,425,000	1,444,211,000	575,769,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	203,001,000	216,886,000	230,853,000	650,740,000	290,249,000
包括的支援事業・任意事業費	248,646,000	270,253,000	274,572,000	793,471,000	285,520,000
合　計	7,477,890,389	7,993,097,795	8,737,219,243	24,208,207,427	10,174,651,647

第１号被保険者保険料の算定にあたっては、介護保険総事業費の 23%に相当する額を第１号被保険者総数に配分した額が基本となります。保険料により負担する費用の合計（保険料収納必要額）は次のようになります。

【保険料収納必要額】

（円）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	3 か年合計	平成 37 年度
第１号被保険者負担分相当額　(a)	1,719,914,789	1,838,412,493	2,009,560,426	5,567,887,708	2,543,662,912
調整交付金相当額　(b)	361,462,219	386,142,240	423,132,362	1,170,736,821	494,456,582
調整交付金見込額　(c)	83,136,000	100,397,000	113,399,000	296,932,000	27,690,000
市町村特別給付費等　(d)	89,843,000	92,646,000	95,672,000	278,161,000	99,455,000
準備基金取崩額等　(e)				213,053,000	0
保険料収納必要額　(a+b−c+d−e)				6,506,800,530	3,109,884,494
予定保険料収納率				99.00%	99.00%
保険料収納必要額（未収納を見込んだ額）				6,572,525,787	3,141,297,468

第１号被保険者保険料は、保険料収納必要額を第１号被保険者数（所得段階により保険料基準額に対する割合が異なるため、所得段階別の人数で補正した被保険者数）で割ることにより算定します。国では、標準で９段階と示されていますが、本市では所得段階をさらに細分化し、以下の段階設定とします。本市の第１号被保険者保険料は、基準額で年額70,800円（月額5,900円）となります。

【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.45	31,900 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.75	53,100 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120 万円を超える人	0.75	53,100 円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.85	60,200 円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える人	1.00	70,800 円 （基準額）
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円未満の人	1.10	77,900 円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上200万円未満の人	1.25	88,500 円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額200万円以上300万円未満の人	1.50	106,200 円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額300万円以上400万円未満の人	1.60	113,300 円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額400万円以上500万円未満の人	1.70	120,400 円
第11段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 500 万円以上 750 万円未満の人	1.80	127,400 円
第12段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 750 万円以上の人	1.90	134,500 円

※第１段階の基準額に対する割合は本来0.5ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合は0.45に軽減されています。

第7章　計画の推進

1　計画推進における各主体の役割

市の役割	・本計画の推進主体として、本計画に基づき取り組みを進め、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を進めます。 ・基盤整備や多様な主体の連携・協働を推進し、体制の整備を図ります。
介護サービス事業所等に期待される役割	・地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、ニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供することが期待されます。 ・医療関係職種と介護関係職種との連携を強化し、それぞれが主体的に地域包括ケアシステムの一翼を担っていくことが期待されます。
市民に期待される役割	・生活習慣病の予防をはじめとして、健康の保持増進、介護予防に取り組むことや、介護が必要になっても、地域包括ケアシステムのさまざまな機能を活用しながら、地域の中で尊厳をもって自分らしい生活を続けていく意欲と努力が期待されます。 ・生きがいを持って心身ともに健やかな生活を送るとともに、人生で培ってきた豊かな経験や知識等を生かし、地域包括ケアシステムの担い手としての活躍が期待されます。 ・一人ひとりがお互いへの思いやりの心を持ち、豊かでうるおいのある高齢社会が育っていくことを期待します。
地域等に期待される役割	・地域包括ケアシステムの一翼を担い、近隣のなじみの関係を生かした取組みとして、身近な場所での地域活動、高齢者の見守り、声かけ、安否の確認などを実践していくことに期待が寄せられます。 ・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブなどが、それぞれの役割や特色を生かし、地域に根ざした活躍が期待されます。 ・高齢者の生活を支えるボランティアやＮＰＯなどのさまざまな取組みが、地域に根ざした活動として定着していくことが期待されます。

2　計画の進行管理

「草津市あんしんいきいきプラン委員会」を中心に計画の進行管理を行います。また、各年度における事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針などを定期的に整理･検討し、本計画の進行状況の点検･評価を行うなど、PDCAサイクルを活用し、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

3　計画の周知

広報くさつや市ホームページなどをはじめとして、多様な媒体を活用した広報活動を行います。また、地域や各種団体などとも協力し、制度の説明や計画内容の周知に努めます。

草津あんしんいきいきプラン第７期計画
【概要版】
平成３０年３月　発行

編集・発行　草津市健康福祉部長寿いきがい課
〒５２５－８５８８　草津市草津三丁目 13 番 30 号
ＴＥＬ　（０７７）５６１－２３７２
ＦＡＸ　（０７７）５６１－２４８０
Ｅメール　choju@city.kusatsu.lg.jp